

○ 建築士法第3条の2第3項(第3条の3
第2項において準用する場合を含む。)の
特例に関する条例

制 定 昭和 32 年 9 月 27 日 条例第 44 号
改 正 昭和 59 年 3 月 23 日 条例第 20 号

建築士法第3条の2第3項の特例に関する条例をここに公布する。

建築士法第3条の2第3項(第3条の3第2項において準用する場合を含む。)の特例に関する条例

建築士法第3条の2第3項の特例に関する条例(昭和 27 年静岡県条例第 37 号)の全部を改正する。

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第3条の2第3項(第3条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、第3条の2第1項第2号及び第3条の3第1項の延べ面積の特例については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律 100 号)第8条第1項第55号に掲げる防火地域又は準防火地域内の建築物については、延べ面積 10 平方メートル
- (2) 都市計画法第4条第2項に規定する区域のうち、前号に規定する防火地域又は準防火地域以外の区域における建築物については、延べ面積 60 平方メートル

附則

この条例は、昭和 33 年 1 月 1 日から施行する。

附則(昭和 59 年 3 月 23 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。